

事務連絡

平成24年6月12日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成24年3月5日付官報（号外第49号）等に掲載された平成24年度診療報酬改定に伴う関係告示について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。



(別紙)

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十四年三月五日 (号外第四十九号) 厚生労働省告示第七十六号 (診療報酬の算定方法の一部を改正する件)

(印刷誤り)

一〇	上	終わりから三	4 保険医療機関	4 保険医療機関
三六	下	終わりから一	行い、かつ、	行い、かつ、
三七	下	八 終わりから一	HB <sub>s</sub> 抗原、HB <sub>s</sub>	HB <sub>s</sub> 抗原、HB <sub>s</sub>
四二	上	五 終わりから一	抗体	抗体
四四	上	五 終わりから一	、区分番号	、区分番号
七四	下	二〇	第 2 部	第 2 部
七〇	下	〇 終わりから二	注	注
八二	下	〇 終わりから一	薬価	薬価
九五	下	六 終わりから一	に <sup>レ</sup> つ <sup>レ</sup> お	数に <sup>レ</sup> つ <sup>レ</sup> お
八二	下	五 終わりから四	薬価	薬価
九五	下	八 終わりから一	内反足足板挺子固定	内反足足板挺子固定
一二五	下	九	薬価	薬価

(原稿誤り)

八	上	終わりから一	三十一日	三十一日
二五	下	一	エ	エ
三三	上	四	特定入院料の	特定入院料の
五〇	上	終わりから八	月 1 回	月 1 回 (別に厚生労働大臣が定める者については、月 2 回)
六三	下	九 終わりから一	30	35



一五〇	上	二	終わりから二	及び又は	又は
-----	---	---	--------	------	----

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十七号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一七七	下	三	終わりから三	栄養管理実施加算を算定している	栄養管理計画が策定されている
一九〇	上	一四		中札内村	中札内村

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一九三	下	九		外来緩和ケア診療	外来緩和ケア
一九八	上	十	終わりから一	緩和ケア	緩和ケア診療
二〇七	上	三		訪問看護	訪問介護
二二三	下	一六		苔癩 <small>たいせき</small>	苔癩 <small>たいせき</small>
	下	〇		行う	行う

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一九八ページ上段終わりから一六行目と終わりから一五行目の間に次のように加える。

四の三 訪問看護指示料の注2に規定する者

気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡じよくその状態にある者

一九八	上	一	終わりから一	四の三	四の四
	下	五	終わりから一	通せる	通わせる



える。

本文中「別表11」を「別表17」に改める。